

事業系（農業関係）廃棄物の処理に関するお願い

－豊頃町・豊頃町農業協同組合－

豊頃町では、平成15年4月以降「十勝環境複合事務組合」加入により、事業系廃棄物（産業廃棄物を含み）は、一般家庭系の廃棄物とは区別して処理されることとなります。

これは、「十勝環境複合事務組合」の処理施設『くりりんセンター』そのものが、一般家庭系廃棄物を処理するための施設として設置されていること、また各自治体における廃棄物の収集運搬及び処理は、基本的に一般家庭系廃棄物に関してのみ、その対象としていることによるものです。

よって、農業関係の経営の過程で排出される廃棄物は、一般家庭系廃棄物とは区別され、事業系廃棄物として経営者自らがその処理にあたることが義務付けられています。

このことにより、4月以降は事業系廃棄物が家庭系廃棄物に混入した場合、くりりんセンターで受け入れを拒否される事態も想定されることから、関係各位には内容等ご理解いただきますとともに、次により対応されますようお知らせし、ご協力をお願いいたします。

- 1) 事業系廃棄物（次の表を参考に）は、町における家庭系ごみの収集に出すことはご遠慮ください。
- 2) ダンボール以外は、資源ごみとしても扱うことが出来ないのので、資源ごみに出すことはご遠慮ください。ダンボールに関しては、町の分別処理基準を遵守してください。
- 3) 事業系廃棄物の収集処理に関しては、農協が実施する収集及び回収により処理されますようお願いいたします。
- 4) 農業用マルチ・ラップ及び農薬空袋・空ビンについては、従来通り農協を通じて処理願います。

区 分	用 途	品 名	材質及び対応
各種ペーパー類	消毒殺菌用	ミルクリンペーパー ミルクペーパー ラクノークリーナー ミルパップ、JKワイパー フィルターソックス ほか	紙類（化学処理された） ※以下共通してダンボールは資源ごみとして可。
洗 剤 消 毒 剤	パイプライン等機材の 洗浄殺菌	パンクリーナーM200 バルクエース サニーエクリン サッキンくん アルカリくん 酸性くん ほか	ポリ容器 ビニール容器 プラスチック容器 ※以下『太字は産業廃棄物として扱われる』
飼 料 添 加 物 栄 養 剤	飼料及び補助栄養剤等	エクリップスR ロビゾールREストロング ニューカルP ペットスタート ビートパルプ 食 塩 ほか	ポリ容器 ビニール容器 プラスチック容器 アルミ容器 紙容器 ほか
医 薬 品 治 療 用 材 料	医薬品、殺虫剤及び治療用機材	パユアレ スミチオン アドベルス散S 無水クエン酸 その他治療用機材（手袋等・注射器・点滴セット等） ほか	ポリ容器 ビニール容器 プラスチック容器 紙容器 ほか 『治療用機材には、特別管理産業廃棄物を含む』

参 考 廃 棄 物 処 理 法 の 改 正 （平成13年4月1日以降適用）

- 1 野焼きの禁止 「例外 農作業に伴う稲わら・魚網に付着した流木等の焼却（事前に町との調整が必要）」
罰則 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科あり）。
- 2 不法投棄の禁止 罰則 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金。
法人に対する1億円の加重罰（産業廃棄物に限り）。